

月 日()までにご記入の上、返信用封筒にてポストへ投函をお願いいたします。
なお、秘密の保護のため返信用封筒には、業者名等は記入しないでください。

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	共通事業所コード	業種コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和4年度 食品循環資源の再生利用等実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。
また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税や個別の指導など統計以外の目的には使用しません。

(1) 調査の対象

この調査は、食品産業関連の事業所を対象としています。

(2) 調査の対象となる期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の1年間を対象としています。
（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

(3) 記入上の注意

- 記入に当たっては、「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- 貴事業所の実態についてのみ記入**いただき、貴事業所以外（他の支所・支店など）の分は除いてください。
- 売上高は、**消費税を含んだ金額**を記入してください。
- 返信する際の封筒には、秘密の保護のため、業者名等は記入しないでください。

- 食品廃棄物等**とは、廃棄した食品や、食品の製造、加工又は調理の過程で発生した残さのうち、食用にしないで廃棄したものや、肥料や飼料などへ再利用したものをいいます。
具体的には、飲食店等の食べ残り、スーパー等での食品の売れ残り品、魚の内臓や野菜のくず、生ゴミなどを廃棄したり、肥料・飼料製造メーカーや農家等へ販売又は譲渡したりしたものです。
なお、一般の家庭ゴミと混合し、市町村等が行っているゴミ収集を活用して廃棄したものも含みます。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者(担当者)名等の記入をお願いします。

記入者氏名	
-------	--



パソコンからインターネットでの回答が可能です。

詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」をご覧ください。

なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

- 1 法人の方は、法人番号（13桁）を記入してください。法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。 ※個人のマイナンバー(12桁)を誤って記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 2 貴事業所における令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の食品廃棄物等の発生状況について、該当する番号を○で囲んでください。

食品廃棄物等が	発生した	1	→	うら面にお進みください。
	発生しなかった	2	→	調査は以上で終わりです。 ご協力ありがとうございました。

3 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の食品廃棄物等の年間発生量、可食部・製品廃棄の割合、再生利用の実施量、熱回収への実施（仕向）量、減量の実施量及び廃棄物として処分した量について記入してください。

また、再生利用の実施（仕向）量について、処理内容別の内訳を記入してください。

食品廃棄物等の年間発生量 ①+②+③+④		kg	可食部・製品廃棄の割合 (食品ロス率)		%																
再生利用の実施量 ①		kg	注：「可食部分・製品廃棄の割合（食品ロス率）」は、食品廃棄物等のうち、食用に供された又は食用に供されず廃棄された食品（消費期限切れ・食べ残しなど）の割合を記入してください。 <table><tr><td>肥料化 (肥料にすること)</td><td>kg</td></tr><tr><td>飼料化 (飼料にすること)</td><td>kg</td></tr><tr><td>菌床培地 (きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地)</td><td>kg</td></tr><tr><td>メタン化 (食品廃棄物等を発酵させ、下ごしらえとして利用するためのガスを得ること)</td><td>kg</td></tr><tr><td>油脂及び油脂製品化 (石けんや洗剤、バイオディーゼル燃料等にすること)</td><td>kg</td></tr><tr><td>炭化して製造される燃料及び還元剤 (石炭などの代替燃料にすること)</td><td>kg</td></tr><tr><td>エタノール化 (エタノールを抽出するために発酵、蒸溜などの加工を行うこと)</td><td>kg</td></tr><tr><td>上記以外の用途 (健康食品や工業資材、工芸品などの上記用途以外のもの、不明な場合も含む)</td><td>kg</td></tr></table>			肥料化 (肥料にすること)	kg	飼料化 (飼料にすること)	kg	菌床培地 (きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地)	kg	メタン化 (食品廃棄物等を発酵させ、下ごしらえとして利用するためのガスを得ること)	kg	油脂及び油脂製品化 (石けんや洗剤、バイオディーゼル燃料等にすること)	kg	炭化して製造される燃料及び還元剤 (石炭などの代替燃料にすること)	kg	エタノール化 (エタノールを抽出するために発酵、蒸溜などの加工を行うこと)	kg	上記以外の用途 (健康食品や工業資材、工芸品などの上記用途以外のもの、不明な場合も含む)	kg
肥料化 (肥料にすること)	kg																				
飼料化 (飼料にすること)	kg																				
菌床培地 (きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地)	kg																				
メタン化 (食品廃棄物等を発酵させ、下ごしらえとして利用するためのガスを得ること)	kg																				
油脂及び油脂製品化 (石けんや洗剤、バイオディーゼル燃料等にすること)	kg																				
炭化して製造される燃料及び還元剤 (石炭などの代替燃料にすること)	kg																				
エタノール化 (エタノールを抽出するために発酵、蒸溜などの加工を行うこと)	kg																				
上記以外の用途 (健康食品や工業資材、工芸品などの上記用途以外のもの、不明な場合も含む)	kg																				
熱回収への実施(仕向)量 ②		kg																			
減量の実施量③ (減量処理の結果、減少させた量)	脱水 (排水、ろ過等により減量した量)	kg																			
	乾燥 (加熱乾燥処理等により減量した量)	kg																			
	発酵 (微生物等の働きにより減量した量)	kg																			
	炭化 (蒸し焼き等で炭にして減量した量)	kg																			
廃棄物として処分した量 ④		kg																			

再生利用の実施(仕向)量
(内訳の合計は①と一致します。処理内容別の内訳を記入してください。)

注：「減量の実施量」は、減量施設(機器)に投入した（仕向けた）食品廃棄物等の量ではなく、減量処理の結果、減少させた量を記入します。

(例) 減量前の量 - 減量後の量 = 減量の実施量(減少させた量)
80kg - 30kg = 50kg

◆減量後の量(残った量)を廃棄した場合は、『廃棄物として処分した量』（④欄）に記入します。

4 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の事業活動に伴う売上高、製造数量又は客数について該当する項目を記入してください。

注：食品製造業に属する事業所の場合は、『売上高』及び『製造数量』を記入します。
食品卸売業及び食品小売業に属する事業所の場合は、『売上高』のみを記入します。
外食産業に属する事業所の場合は、『売上高』及び『客数』を記入します。

事業内容		売上高 (消費税を含む)		製造数量		客数	
食品製造業			千円		kg		
食品卸売業			千円				
食品小売業			千円				
外食産業	飲食店		千円				
	持ち帰り・配達飲食サービス業						
	沿海旅客海運業						
	内陸水運業						
	旅館業 結婚式場業						